

「SDGsデザインセンター(仮称)」事業 共同事業者募集に関する質問書に対する回答

| | 質問 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | 「市が既に取り組んでいる事業、市が実施主体となるものは除く」とあるが、既存PoCを事業化する場合はどう捉えるべきか。 | デザインセンターとして事業を行う場合に、様々な主体との連携により進めることが主眼となっています。よって市が提示した概念を共同事業者が実施主体となって実現することを妨げるものではありません。 |
| 2 | 「法改正を伴うものやインフラ整備が主たるものは除く」とあるが、特区申請やインフラ整備改善のPoCは可能か。 | 今回提案いただくものは共同事業者が主体となり、2020年度を一区切りとして実際に事業を実施し、一定の成果を出していくものです。よって、法改正やインフラ整備等、要する時間が不透明なものを除くこととし、実現性があるもの、エビデンスが得られるものを優先します。 |
| 3 | デザインセンター事業の共同事業者になった場合、2030年に向けた各種取組への参画は可能か。 | 今回の共同事業期間(協定締結から2021年3月31日を想定)以降については、民間企業等が主体となった運営を想定しており、それに向けて決定した共同事業者と別途協議の上決定していきます。 |
| 4 | 横浜市のSDGs未来都市計画において様々なKPIが設定されており、これら全てにデザインセンターが関わり、コミットするのか。 | SDGs未来都市計画に掲げたKPIは、自治体SDGsモデル事業として掲げた市の目標値です。よって、各KPIすべてにデザインセンターが関わり、責務を負うというより、デザインセンターの活動が各KPIの達成に資するものとなることを想定してます。 |
| 5 | 搭乗型移動支援ロボット(パーソナルモビリティ)とは何か。技術を保有していない場合は、保有企業を巻き込む必要があるということか。 | パーソナルモビリティを活用した事業を提案される場合、デザインセンターとして事業を行う場合は、技術を保有する企業など、様々な企業等との連携により進めることが主眼となっています。なお、パーソナルモビリティは先進技術を用いた立乗り電動二輪や町中での利用を想定した1~2人乗りの小型電動コンセプトカー等を包括する次世代自動車の概念です(経済産業省資料より)。 |
| 6 | 芸術フェスティバルの開催や自立分散型エネルギーインフラの導入促進(以降他指標も同様)にデザインセンターがどのように関わることを期待しているのか。 | 計画では、環境を軸とした経済・社会課題の同時解決性が高い取組の例として、これらを挙げています。センターがこれらを含めた様々な取組のステークホルダーや、シーズ・ニーズをつなぎ合わせ、環境・経済・社会的課題の同時解決型「大都市モデル」を創出し、各取組に課題解決策や新たな価値を提供することを期待しています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 7 | 取りまとめ事業者単独の参加意向申出から、JVでの参加意向申出(提案)に変更できるか。 | 単独提案からJV提案への変更、及び取りまとめ事業者の交代は可能ですが、原則として提案資格確認結果通知書・提出要請書を受け取った事業者が必ずJVに含まれ、何らかの役割を担うことが必要です。 |
| 8 | 取りまとめ事業者を、そのグループ会社等に変更することは可能か。 | 変更を要する場合は、 <u>11月12日(月)12時までにJV参加者全員分の資格審査書類(提案書作成要領3(1))</u> を提出してください。(既提出分は除く) |
| 9 | 本事業で取得された個人情報や成果物(プロモーション素材等)の帰属先は、共同事業者となるのか。 | 協働事業の考え方を踏まえ、市と共同事業者の協議のうえ決定し、今後締結する協定等の中で明文化します。 |
| 10 | 主に試行的取組の実施を通じ、収益があがった場合の取り扱いはどうなるのか。共同事業者・取組参画事業者等、収益を得た主体により取り扱いが異なる場合、また活動原資(共同事業者負担・国・市の補助金)により異なる場合は、各々について教えてほしい。 | 提案(1)センターの運営(機能・運営組織等)の中でその取扱いについて御提案ください。 なお、本事業は2020年度までの間、国等の補助金を活用することも想定しています。国・市補助金では、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用により、補助金を受けて行う事業の結果により収益が生じた場合は、その一部または全部相当額を返納すること(もしくはその分を差し引いて補助金を交付すること)となっております。そのため、このような制約の範囲での取組推進が想定されます。 |
| 11 | 提案書に挿入する図表については、10.5ポイント以下となってよいか。 | 評価は提案書のみで行います。(別資料やパワーポイント資料等は利用できません。)よって、提案書作成要領5(1)のとおり、できるだけ見やすい表現となるよう作成してください。 |
| 12 | 19年度、20年度の市費概算上限額の記載がないが、概算見積もり作成時に19年度・20年度における市費の上限額の設定は不要か。 | 今回の共同事業期間(協定締結から2021年3月31日を想定)以降については、民間企業等が主体となった運営を想定しています。その上で、概算見積を作成してください。 |